

使用量の少ない世帯の水道料金の見直しへ

3月議会では、水道料金の見直しを取り上げました。特に近隣市との比較で、使用量が少ない世帯での料金が最も高いことを指摘しました。これは10㎡までを基本料金(1,080円)としているため、3～5㎡しか使わなくても10㎡分の料金がかかります。料金の見直しを求めたところ市は、「平成28年度に水道料金検討委員会を設置し、さまざまな現状を踏まえ、料金体系や改定時期等について協議していく」と答弁しました。

一人暮らしや二人暮らしの世帯が増えている

この少水量の料金が高い問題は、市が実施した「市民アンケート調査」でも声が上がっています。「一人で使用しているため毎月5㎡です。基本料金が10㎡までが最低となっていますが、5㎡540円を新設できませんか？助かります。」「下水道料金と一緒に徴収されるため料金が高いと思います。」等です。

市の資料でも月の使用量が1～5㎡以下の世帯が全体の12.2%、6～10㎡以下の世帯が12.1%で、10㎡以下の世帯が4分の1を占めます。一人暮らしや二人暮らしが増えているのは明らかであり、こうした世帯への負担軽減を図るのも行政改革です。値上げすることだけが行政改革ではありません。

こうきの日誌(4月1日～4月24日) 赤旗の配達、集金活動等は除く

1日 訪問活動	16日 市議団ニュース折り込み準備
2日 市議団ニュースづくり	17日 熊本地震救援募金、2000万署名活動(関宿)
3日 桜まつり	18日 全員協議会 タブレット端末研修会
4日 訪問活動	19日 ポスター貼り 地区党会議
5日 人間ドック 亀山九条の会世話人会議	20日 北勢地区党議員会議
6日 相談活動	21日 議会報告づくり
7日 市議団ニュースづくり	22日 党会議 訪問活動
8日 後援会役員会	23日 相談活動 議会報告づくり
9日 県党会議	24日 訪問活動 議会報告づくり
10日 市子連総会 西町3丁目自治会総会	
11日 議会改革推進会議検討部会	
12日 教育民生委員会(市内小学校視察)	
13日 訪問活動	
14日 党会議	
15日 党市委員会	



日本共産党が取り組んだ熊本地震救援募金活動(4月17日、関宿にて)

この議会報告についてのご意見、ご感想をお寄せください

この議会報告は毎月月初めに発行しています

好きです 亀山 住みよい街に

2016年 5月 1日 発行 No. 204

こうきの議会報告

日本共産党亀山市議会議員 服部 孝規

〒519-0156 亀山市南野町6-19-1

ご意見、ご感想は 電話、FAX 0595-82-3646 (FAX番号が変わりました)

E-mail kouki@za.ztv.ne.jp 市議団ホームページ 「共産党 亀山」で検索を

亀山市内を走る二つの活断層

熊本地震の被害は深刻です。震度7クラスの地震が二度も続けて起きれば、耐震性のある建物でも壊れます。また南海トラフのような大規模な地震だけでなく、身近にある活断層の危険性も明らかになりました。被災者の一刻も早い救援を願います。



さて、熊本地震は震度7クラスの地震が二度も起きるといってないものとなり、多くの家屋が全壊、半壊しています。この地震を機会に亀山市の活断層を調べました。亀山市の「自主防災リーダーハンドブック」には次のように書かれています(左は2007年4月の震度5強の地震で崩れた亀山城の石垣)。

「明星ヶ岳断層」と「白木断層」が南北に走る

『3 内陸活断層地震とは…

断層とは地層のある面を境に両側の地面のずれ(食い違い)の見られる地質現象を言います。当市には、鈴鹿山麓から旧関町に位置する「明星ヶ岳断層」白木町に位置する「白木断層」が南北に走行しています。

両断層は、椋本断層、一志断層、庄田断層等、安濃撓局、風早池断層、小山断層などを含め、当市から松阪市嬉野町に至る長さ約33kmに及ぶ「布引山地東縁断層帯(西部)」を構成する活断層帯の一部です。

「布引山地東縁断層帯(西部)」は、全体が1つの区間として活動されると推定され、その詳細な活動時期は不明であるが、今後30年間に地震が発生される可能性が日本の主な活断層の中ではやや高いグループに属しています。』

いつ起きてもおかしくない地震に備えを

そして断層帯別の想定マグニチュードが示され、「布引山地東縁断層帯(西部)」モデルは、マグニチュード7.4とされています(三重県地域防災計画—平成24年—より引用)。熊本地震の本震(4月16日)がマグニチュード7.3ですからほぼ同規模の地震という想定です。地震が起きるといつも思うことですが、水や非常食の備蓄などいつ起きても困らないように備えておくことが大切です。

教育民生委員会 学童保育所の適地探しに

私の所属する教育民生委員会は、今年の所管事務調査で「学童保育所」をテーマに一年間、調査研究することになっています。そこで4月12日に市内の小学校を視察し、公設の学童保育所を敷地内に建てる土地があるのかどうかを中心に回りました。最初に訪問したのが昼生小学校です。ここの学童保育所は学校から離れた民有地にプレハブで建てられていますが、老朽化が進み一刻も早い建て替えが必要になっています。地域の人たちや保護者は学校敷地内での公設での建て替えを求めています。

昼生小 使われていない飼育小屋の土地が使える



学校内を見て回ると、体育館と運動場の間に今は使われていない飼育小屋がありました(左の写真)。使われていないことは学校長にも確認しましたが、別の学校で聞いた話ですが鳥インフルエンザが問題になった頃から使わなくなったようです。運動場に面し、場所も広さもちょうど適当な場所だという意見が委員の一致したものでした(学校としてもこの場所を活用する予定はないとのこと)。

亀山東小でも十分な広さの土地が空いている

こうした使われていない飼育小屋は亀山東小学校にもありました。ここでは、敷地内に「とちの木」という公設の学童保育所がありますが、2つ目は校区外(西小校区)の東町商店街に民家を借りて4月から開設しています。この日の視察で現在の公設の学童保育所のとなりに、右の写真の通り、使われていない池や飼育小屋などがフェンスで囲ってあり、このスペースを活用すれば十分に二つ目の公設の学童保育所ができることが明らかになりました。この土地は、現在の「とちの木」よりも広いものです。



民家を長く借りるより公設で建てた方が賢い選択

公設の学童保育所を建てるには予算が必要です。しかし、例えば3,000万円の施設を建てた場合、国と県の補助金がそれぞれ3分の1ずつあるので市の負担は1,000万円あればいいわけです。民家を10年間借りて払う家賃(市の家賃負担額の上限が月8万円)が960万円かかるのなら、20年、30年もつ公設を建てる方が賢いことは誰でもわかります。

今回の視察で多くの学校で学童保育所を設置できる敷地があることが明らかになりました。ないのは土地ではなく、市長の学校敷地内に公設の学童保育所を建てようという意思です。

「まち協」条例第9条 宗教や政治活動を制限

3月議会で地域まちづくり協議会条例が制定されました。この条例の第9条には「活動の制限」として次の規定があります。

第9条 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

つまり、地域まちづくり協議会が主催して行う活動については、上のような制限が規定されました。ただし、まちづくり協議会の主催でなければこの条例の制限は受けませんから、例えば施設(地区コミュニティセンター)を借りて、議員が議会報告をすることなどの活動までは制限をしていません。

この機会に自治会の運営などのあり方を議論

また、第3条の「協議会の構成員」として「協議会の区域に存する公共的団体」という規定があり、この「公共的団体」とは自治会、老人会、婦人会などを指すとしています。自治会は一般的には、「一定の区域に居住するすべての世帯が、その地域で生ずる問題に共同で対処する地域を代表する自治組織」といわれており、まちづくり協議会と同様、公共的性格の強い組織です。

こうした性格を持つ自治会が特定の層の営利や特定の宗教、特定の政治的立場を運営の中に持ち込むべきではないでしょう。地域によっては、自治会費として(自治会費に含めて)神社費や募金を集めたり、選挙になると特定の候補者を推薦するといったことなどが行われてきました。今回、地域まちづくり協議会条例が制定されたことをきっかけに、これまでの自治会の運営や活動のあり方を住民全体で議論する必要があるのではないのでしょうか。

8日、四日市で市田副委員長を迎えた演説会

日本共産党三重県委員会は、5月8日に四日市市文化会館第一ホールで市田忠義副委員長を迎えた大演説会を午後2時(開場は1時30分)から行います。亀山から以下の通り、無料の大型バスを運行しますのでぜひ、ご参加ください。

1号車 12時出発 一力前

2号車 11時45分出発 下庄エイチワン前 12時出発 のぼのコンビニ付近